

森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業

入札説明書

平成19年1月30日

静岡県

目 次

1. 入札説明書の位置付け .....	1
2. 事業の概要 .....	1
(1) 入札執行者 .....	1
(2) 入札番号 .....	1
(3) 事業名称 .....	1
(4) 事業に供される公共施設等の種類 .....	1
(5) 施設の立地条件 .....	2
(6) 施設概要・施設規模 .....	3
(7) 既存活用する施設 .....	3
(8) 事業目的 .....	4
(9) 事業範囲 .....	4
(10) 事業の方式 .....	6
(11) 選定事業者の収入 .....	6
(12) 事業期間 .....	7
(13) 事業期間終了時の処理 .....	7
(14) 事業スケジュール（予定） .....	7
(15) 県による事業の実施状況のモニタリング .....	7
3. 入札参加に関する条件等 .....	7
(1) 入札参加者の構成等 .....	7
(2) 入札参加者の資格要件 .....	8
(3) 入札参加資格の確認基準日 .....	11
(4) 入札参加に関する留意事項 .....	11
(5) 入札書類の取扱い .....	12
(6) 入札金額等に係る消費税等の取扱い .....	13
(7) 事業収支計画に関する条件 .....	13
4. 事業者の選定 .....	13
4.1 事業者の決定 .....	13
(1) 森地区新構想高等学校（仮称）整備事業者選考審査会の設置 .....	13
(2) 審査に関する基本的な考え方 .....	14
(3) 審査基準等 .....	14
(4) 落札者の決定 .....	15
(5) 入札結果の通知及び公表 .....	15
4.2 契約手続等 .....	15

(1) 基本協定の締結.....	15
(2) 特別目的会社の設立等.....	15
(3) 契約書の作成.....	16
(4) 議会の議決を要する契約.....	16
4.3 その他.....	16
(1) 契約保証金.....	16
5. 入札スケジュール.....	16
5.1 入札等の日程.....	16
5.2 入札手続等.....	17
(1) 入札説明書等の配布.....	17
(2) 資料の閲覧.....	17
(3) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第1回目）.....	18
(4) 入札参加資格の確認手続.....	18
(5) 入札の辞退.....	20
(6) 応募グループの構成員等の変更.....	20
(7) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第2回目）.....	20
(8) 入札手続.....	21
6. 提出書類.....	22
6.1 資格確認申請時の提出書類.....	22
(1) 入札参加資格確認申請書.....	22
(2) 事業概要提案書.....	22
6.2 入札辞退・構成員等変更時の提出書類.....	22
6.3 入札書類.....	23
(1) 入札書等（1部）.....	23
(2) 提案評価用提案書（15部）.....	23
(3) 函面（14部）.....	25
7. 提出書類作成要領.....	25
7.1 一般的事項.....	25
(1) 使用言語等.....	25
(2) 会社名等が分かる表記の禁止（一部）.....	25
(3) 一部提案書のCD-Rによる追加提出について.....	25
(4) 提出書類の印刷・製本について.....	25
(5) 提案の重複記載について.....	25
7.2 資格審査書類.....	26
(1) 資格審査書類（事業概要提案書を除く）.....	26
(2) 事業概要提案書.....	26

7. 3	入札書 .....	26
7. 4	提案評価用提案書 .....	26
7. 5	図面 .....	26
(1)	配置図 .....	26
(2)	各階平面図 .....	26
(3)	断面図 .....	27
(4)	外観透視図 .....	27
(5)	日影図 .....	27
(6)	求積図 .....	27
8.	その他の事項 .....	27
(1)	日本政策投資銀行の低利融資 .....	27
(2)	入札等の実施に関する問い合わせ先 .....	27

## 1. 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、静岡県（以下「県」といいます。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」といいます。）に基づき特定事業として選定した「森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業」（以下「本事業」といいます。）に係る平成 19 年 1 月 30 日付け静岡県公報第 5 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」といいます。）に関する説明書です。

なお、併せて次の資料も公表しますが、これらは、この入札説明書と一体のものであり、今後、県及び入札参加者は、この入札説明書（本体）及び次の資料（以下「入札説明書等」といいます。）の内容を前提として、入札手続を進めることになります。

- ・事業契約書（案）
- ・基本協定書（案）
- ・要求水準書
- ・落札者決定基準
- ・様式集

また、入札説明書等と「森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業 実施方針」（平成 18 年 8 月 11 日公表。以下「実施方針」といいます。）、「実施方針に関する質問回答」（平成 18 年 9 月 8 日公表）に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先します。

入札説明書等に記載のない事項については、実施方針、実施方針に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によります。

本入札説明書に記載されている用語は、特に定めがある場合を除き、事業契約約款第 1 条に定義される意味を有します。

## 2. 事業の概要

### （1）入札執行者

静岡県知事 石川 嘉延

### （2）入札番号

第 5 号

### （3）事業名称

森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業

### （4）事業に供される公共施設等の種類

校舎等施設（校舎、体育館、グラウンド等）

(5) 施設の立地条件

現在の森高等学校のグラウンドに校舎等を建設し、現在の森高等学校の校舎等を解体後、跡地をグラウンドとして整備することとします。

また、周智高等学校農業実習地の施設の一部を解体し、一部を改修して既存活用することとします。

建設、解体、改修する施設

計画地	現森高等学校敷地及び周智高等学校農業実習地等	
	森高等学校敷地	周智郡森町森2000番地 他（住居表示）
	周智高等学校敷地	周智郡森町森53番地 他（住居表示）
敷地面積	52,096㎡	
	森高等学校敷地	40,384㎡
	周智高等学校敷地	11,712㎡（農業実習地等）
前面道路	森高等学校敷地	南側：幅員約15.0m（町道新田赤松線） 北側：幅員約9.0m（町道駅前下宿線） 校舎とグラウンドの間 ：幅員約4.0～6.0m（町道森高校西脇線） グラウンド東側：幅員約6.0m（町道役場西線） 校舎西側：幅員約4.0m（町道第2区画18号線）
	周智高等学校敷地	南側：幅員約9.0m（町道駅前下宿線） 校舎と農業実習施設の間 ：幅員約5.0～6.0m（町道周智高校線） 東側：幅員約4.0～7.0m（町道庵山線） 西側：幅員約6.0m（町道蓮華寺線）
区域区分	未線引き都市計画区域	
用途地域	森高等学校敷地	第一種中高層住居専用地域
	周智高等学校敷地	第二種住居地域
防火指定	指定なし（建築基準法第22条指定区域内）	
日影規制	森高等学校敷地	3時間（5m超10m以内）、2時間（10m超） H=4.0m
	周智高等学校敷地	4時間（5m超10m以内）、2.5時間（10m超） H=4.0m
その他の地域・地区	指定なし	
形態規制など	森高等学校敷地	建ぺい率：60% 容積率：150%
	周智高等学校敷地	建ぺい率：60% 容積率：200%
その他	森高等学校敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンド内に既設雑排水路が埋設されていますが、工事着手前までに県が森町に委託して付け替える予定です。付け替え後、事業者が既設雑排水路を撤去・解体します。</li> <li>グラウンド内に既設農業用水管が埋設されていますが、移設又は撤去はできないものとします。</li> </ul>

(6) 施設概要・施設規模

①建設する施設（新設施設）

校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要諸室 普通教室 18教室 特別教室（物理実験室、調理室、音楽室、共通履修室など）など</li> <li>・主な設備 エレベーター（障害者用）、空調設備（一部の室） など</li> <li>・延床面積 10,320㎡を上限とする。 （うち、工業実習施設 延床面積 概ね1,640㎡程度）</li> </ul>
体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積 2,700㎡を上限とする。 アリーナ、柔剣道場、多目的ホール など</li> </ul>
駐輪場・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車380台程度を駐輪できる面積</li> <li>・自動車約40台分の駐車スペース（来客用）</li> </ul>
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 概ね17,300㎡程度</li> <li>・主な設備 夜間照明、散水栓 など</li> </ul>

②解体する施設

a) 森高等学校

施設名称	校舎等
構造・階数	R C造1階～4階、鉄骨造1階～2階
延床面積 ※1	R C造6,614㎡、鉄骨造等3,246㎡、木造112㎡ 合計9,972㎡

b) 周智高等学校

施設名称	園芸実習棟、農場管理実習室、農産加工実習室、農機園芸実習室、生活館、温室（2棟）
構造・階数	鉄骨造1階～2階
延床面積 ※1	鉄骨造1,462㎡ 合計1,462㎡

※1：解体する施設の延床面積については、学校施設台帳より算出した面積のため、実面積とは若干異なります。

(7) 既存活用する施設

区分	改修する施設	改修しない施設
森高等学校	プール付属棟(更衣室)、屋外便所	プール(本体)、プール付属棟(ポンプ室)、ポンプ室(井水用)、弓道場、陶芸室、陶芸釜室、テニスコート等
周智高等学校	園芸実習室(362㎡)、合併処理浄化槽(173人槽)	生産科学実習棟(612㎡)、農機具庫(64㎡)、温室(6棟)、浄化槽機械室、ボイラー室、屋外便所、圃場等

(8) 事業目的

静岡県教育委員会は、平成12年2月に策定した「静岡県立高等学校長期計画」及び平成17年3月に策定した「静岡県立高等学校第二次長期計画」に基づき、県立森高等学校（全日制の課程、普通科（学年制））と県立周智高等学校（全日制の課程、農業科、工業科、商業科（学年制））を、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、発展的に、森地区新構想高等学校（仮称）（以下「本高等学校」といいます。）（全日制の課程、総合学科（単位制））に再編整備することとし、現在の森高等学校の敷地及び周智高等学校農業実習地等を建設予定地に選定しました。

森高等学校は創立以来90年、周智高等学校は100年を迎えようとする歴史と伝統のある高等学校であり、輩出した卒業生も合わせて25,000人を数え、地域の発展に大きな役割を果たしてきました。

本高等学校の総合学科は、両校の普通科及び専門学科（農業、工業、商業）の伝統を引き継いだ系列のほか、新たに生活関連産業のニーズの拡大を踏まえたライフデザイン系列を設置し、幅広い多様な選択科目の中から、生徒自らの興味・関心、進路希望等に応じた科目を選択できることを特色としています。

また、生徒の社会性や勤労観・職業観をはぐくむため、幅広い経験と優れた知識や技術を持つ社会人を特別講師として招くなど、地域の人材や自然、文化等の教育資源を積極的に活用していきます。充実した施設・設備のもと、地域の力を最大限に生かした魅力ある高等学校づくりを目指しています。

(9) 事業範囲

本事業は、P F I法に基づき、県と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、本高等学校の設計業務、建設業務及び維持管理業務等を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲は要求水準書に示すとおりですが、その概要は次のとおりです。

①施設の設計業務及び建設業務

- ・ 施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設業務及びその関連業務
- ・ 設計業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 県が義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第1項の規定に基づく「安全・安心な学校づくり交付金」（以下「交付金」といいます。）の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策 など

なお、什器備品等の調達・設置業務は、本事業の対象外としますが、黒板・棚など一部の家具及び主として機械技術・電子情報系列等における専門教育に供するための装置・備品等（以下「産業教育装置等」といいます。）については、選定事業者が調達・設置業務を行うこ



ととします。

②既存活用する施設の改修業務

- ・ 既存活用する施設のうち改修する施設（以下「改修施設」といいます。）の改修に係る設計業務及びその関連業務
- ・ 改修施設の改修業務及びその関連業務
- ・ 改修業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 近隣対応・対策 など

③産業教育装置等の調達・設置業務

- ・ 産業教育装置等の調達・設置業務及びその関連業務
- ・ 県が交付金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 装置等の調達・設置業務及びその関連業務に伴い県が行う各種申請等の補助業務

④既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務

- ・ 周智高等学校に既設されている産業教育装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務
- ・ 既設の装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務に伴い県が行う各種申請等の補助業務

⑤施設の所有権移転業務

選定事業者は、施設の建設工事完了後、その所有権を県に移転するものとします。なお、施設の所有権は、校舎、体育館及び駐輪場・駐車場とグラウンド等とに分けて移転することとします。

⑥施設の維持管理業務

- ・ 建築物等維持管理業務（点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。本事業により整備する作り付け家具・什器備品等の維持管理業務を含みますが、産業教育装置等及び既存活用する施設については、本業務の対象外とします。）
- ・ 設備維持管理業務（設備運転及び監視、点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。ただし、什器備品等は、本業務の対象外とし、既存活用する施設は業務の一部を対象とします。）
- ・ 屋外体育施設・外構等維持管理業務
- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務

なお、光熱水費は、売店運営に係るものを除き、県の負担とします（施設の引渡し前までは選定事業者の負担とします。）が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とします。

⑦運営業務

- ・ 売店運営業務

⑧既存施設の解体等業務

- ・ 既存施設（森高等学校の校舎等施設及び周智高等学校の農業実習施設の一部）の解体（町道周智高校線北側の周智高等学校の校舎等施設は対象外とします。）
- ・ 発生廃棄物の処理
- ・ 跡地整備

(10) 事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理・運営業務行う方式（B T O（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

(11) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

①県が支払うサービス購入料

県が支払うサービス購入料については、事業契約書、事業契約約款及び事業契約約款別紙11「サービス購入料の支払いについて」のとおりです。

なお、本事業契約締結後に新施設の整備に係る交付金が県に交付される場合、県は選定事業者に対して、それに応じた交付金相当額（見込額）を一括して支払います。

a) 維持管理業務に係る費用の目安額

維持管理業務に係る費用の県の目安額は下記のとおりです。なお、目安額は、選定事業者が実施する維持管理業務を、県が直接行った場合の金額を示します。

内容	金額（消費税抜）
建築物等維持管理業務（大規模修繕業務を除く）に関する業務費の目安額	3,300 千円／年
設備維持管理業務（大規模修繕業務を除く）に関する業務費の目安額	3,600 千円／年
屋外体育施設・外構等維持管理業務に関する業務費の目安額	850 千円／年
環境衛生管理・清掃業務に関する業務費の目安額	1,700 千円／年
保安警備業務に関する業務費の目安額	440 千円／年
大規模修繕業務に関する業務費の目安額	164,000 千円（総額）

※上記目安額は、県が直接行った場合に、民間に発注する維持管理業務に係る発注額をベースに積算しています。なお、県が直接行う業務には、これら民間発注する業務以外に職員（用務員等）で対応する業務もありますが、当該業務費として、別途、人件費年 8,000 千円を上限として見込んでいます。

②売店運営業務に係る収入

売店運営業務に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。

(12) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成42年3月31日までとします。なお、施設の維持管理・運営期間は、施設（プール付属棟及びグラウンド等を除く）の引渡し・所有権移転の日から平成42年3月31日までの約20年間とします。

(13) 事業期間終了時の処理

事業期間の終了時、事業者は、維持管理・運営に必要な書類の提出等を行い、当該施設から速やかに退去するものとします。県は、事業終了後の当該施設の維持管理・運營業務につき必要に応じ事業者と協議します。

(14) 事業スケジュール（予定）

基本協定の締結	平成19年9月上旬
仮契約の締結	平成19年10月上旬
事業契約の締結（本契約）	平成19年12月下旬
施設の設計及び建設（改修施設の改修含む）	本契約の締結日～平成22年8月31日
開校	平成21年4月
改修施設（プール付属棟）の引渡し期限	平成21年5月31日
施設（グラウンド等を除く）の引渡し・所有権移転	平成21年6月30日
既設の産業教育装置等の移設・設置・調整	平成21年7月1日～8月25日
既存施設の解体等（周智高等学校）	平成21年7月1日～8月25日
既存施設の解体等（森高等学校）	平成21年9月1日～
施設（グラウンド等）の引渡し・所有権移転期限	平成22年8月31日
施設の維持管理	平成21年6月30日～平成42年3月31日
売店の運営	平成21年9月1日～平成42年3月31日

※施設（グラウンド等）の引渡しについては、早期引渡しの提案を期待します。

(15) 県による事業の実施状況のモニタリング

モニタリングの具体的な方法等については、事業契約約款及び事業契約約款別紙12「維持管理・運營業務のモニタリング及びサービス購入料の減額について」のとおりです。

### 3. 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とし、代表企業を定めるものとします。応募グループは、資格確認申請時に応募グループの代表企業名、構成員名及び協力会社（応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請

け負うことを予定している者）名を明記し、必ず代表企業が資格確認申請及び入札の手続を行ってください。

資格確認申請後の応募グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めません。ただし、県が承認した場合に限り、構成員（代表企業を含む。）及び協力会社の変更を認めません。なお、変更前の構成員等は、本事業にいかなる形でも参加することはできません。

構成員等の変更の承認基準は次のとおりとします。

- ・ 入札参加資格確認申請書提出後の事情変化で、個別企業が資格要件を喪失したことにより、当該グループが失格となってしまう場合には変更を認めます。（具体例：指名停止、会社更生法・民事再生法の申し立て）
- ・ 応募グループの自己都合による変更は認めません。
- ・ 入札参加資格確認申請書に記載した応募グループの構成員から協力会社への変更は認めません。

応募グループの構成員又は協力会社が他の応募グループを構成すること（協力会社を含む。）及び同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

なお、落札後、設計・建設業務（改修施設の改修含む。）及び既存施設の解体等業務の実施にあたり応募グループの構成員又は協力会社が共同企業体を構成して事業に当たることは可とします。

## （２）入札参加者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社は、以下の資格要件を満たすことが必要です。

### ①応募グループの構成員又は協力会社に共通の資格要件

- a) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- b) 入札参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定前までの間に、静岡県知事から下記に基づく指名停止を受けていないこと
  - ・ 静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付管第 324 号）
  - ・ 物品調達等及び一般業務委託に係る業者指名停止基準（平成 18 年 3 月 30 日付集用第 103 号）
  - ・ 庁舎等管理業務委託業者指名停止基準
- c) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること
  - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- d) 入札参加資格確認申請書提出日の直前 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- e) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと
  - ・ 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。

中電技術コンサルタント株式会社 広島県広島市南区出汐 2 丁目 3-30

あさひ・狛法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号  
株式会社清水地域経済研究センター 静岡県静岡市清水区相生町3番3号

- ・ 関連会社とは、次の者をいいます。
  - －アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - －アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - －代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。

f) 審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと

- ・ 関連会社とは、次の者を言います。
  - －委員が属する企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - －委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - －代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

②各業務に当たる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、解体等及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の資格要件を満たしてください。

なお、建設業務に当たる者及びその関連会社が工事監理業務を行うことはできません。

a) 設計業務に当たる者（改修施設の改修設計業務を含む。）

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
- ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
- ・ 過去10年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務）の実績を有すること

b) 建設業務のうち建築工事に当たる者（改修施設の改修工事を含む。）

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評価値が885点以上であること
- ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること

c) 建設業務のうち土木工事に当たる者（改修施設の改修工事を含む。）

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けて

いる者であること

- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が1,040点以上であること
  - ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること
- d) 建設業務のうち上記 b) c) 以外の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する工事）に当たる者（改修施設の改修工事を含む。）
- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること
  - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事については、電気工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が830点以上であり、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の1年7ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が830点以上であること
- e) 工事監理業務に当たる者
- ・ 建築士法第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
  - ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
  - ・ 過去10年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務又は工事監理業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務又は工事監理業務）の実績を有すること
- f) 産業教育装置等の調達・設置業務に当たる者
- ・ 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、当該物品ごとの営業種目（電子計算機、教育用機械器具、計測測定機械器具、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具、産業用電気機器等のいずれか）について競争入札参加資格を有する者であること
- g) 解体等業務に当たる者
- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業のいずれかに係る許可を受けた者であること
  - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事のいずれかに係る認定を受けていること
- h) 設備維持管理業務（修繕業務及び大規模修繕業務を除く）に当たる者
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：4設備保守管理の細目の9番から30番までのいずれか）に登載があること
- i) 環境衛生管理・清掃業務に当たる者
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：4設備保守管理の細目の1番から8番までのいずれか）に登載があること（環境衛生管理業務に当た

る者)

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：2 清掃）に登載があること（清掃業務に当たる者）

j) 保安警備業務に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：1 警備）に登載があること

k) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工種の種類に応じて許可を受けている者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること

③応募グループの資格要件

資格審査（一次審査）における事業概要提案があらかじめ定める審査基準を満たしていること

(3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出日とします。

なお、入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成員等が、入札参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定前までの間に、資格要件を満たさなくなった場合には、5.2(6)に定める手続きを経て、県が構成員等の変更を承認した場合を除き、失格とします。

(4) 入札参加に関する留意事項

①公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意することとします。

また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、静岡県財務規則その他関係法令を遵守することとします。

②入札書類の書換え等の禁止

入札参加者又はその代理人は、提出した入札書類の書換え、引き替え又は撤回をすることができません。

③談合情報に対する対応等

入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収を行うことがあります。

なお、契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

また、県が必要と認めた時は、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。

④入札の取止め

入札参加資格確認申請書の提出者が1者のときは、入札の執行を取り止めます。

⑤入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

- a) 所定の日時、場所に提出しない入札
- b) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- c) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- d) 入札書に記名押印がない入札
- e) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- f) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- g) 入札者が同一の事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- h) 無権代理人がした入札
- i) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- j) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- k) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- l) その他入札に関する条件に違反した入札

⑥費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。

⑦入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を入札前までに県に納付することとします。ただし次のa)又はb)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除します。

- a) 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札書類の提出時にその入札保証保険契約に係る保険証券を県に提出した場合
- b) 応募グループの代表企業が、3(2)②のa、b、c、d、e、f、g、h、i、j、kのいずれかの者である場合

(5) 入札書類の取扱い

①著作権

入札参加者から提出された入札書類の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の入札書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の入札書類の一部を無償で使用できるものとします。

また、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例第7条に規定する非開示情報を除いた範囲を開示することがあります。

なお、提出を受けた入札書類は返却しません。



②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとします。

(6) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札者決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に、入札金額から本件施設の整備及び既存施設の解体等の対価にかかる金利相当分を控除した金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から本件施設の整備及び既存施設の解体等の対価にかかる金利相当分を控除した金額の105分の100に相当する金額に、本件施設の整備及び既存施設の解体等の対価にかかる金利相当分を加算した金額を入札書に記載してください。

(7) 事業収支計画に関する条件

県が支払うサービス購入料のうち、サービス購入料1-2及びサービス購入料2に係る金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6カ月LIBORベース10年もの(円-円)金利スワップレートを基準金利とし、応募者の提案によるスプレッドを上乗せするものとします。

なお、提案書提出時に使用する基準金利は1.9%とします。

## 4. 事業者の選定

### 4.1 事業者の決定

(1) 森地区新構想高等学校（仮称）整備事業者選考審査会の設置

入札参加者からの提案を評価するため、技術、法務、金融などの専門家、学識経験者及び県職員で構成される「森地区新構想高等学校（仮称）整備事業者選考審査会」（以下「審査会」といいます。）を既に設置済みです。

審査会における審査委員は、次の8名です。

	氏名	所属等	役職
会長	三橋 良士明	静岡大学	人文学部教授
副会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学	デザイン学部教授
委員	兼子 千津子	静岡県高等学校長協会	専門委員

	氏 名	所属等	役職
委員	坂巻 道子	静岡県生涯学習財団	副理事長（弁護士）
委員	増田 貴行	増田貴行公認会計士事務所	公認会計士
委員	鈴木 充	静岡県総務部	財務総室長
委員	荻田 英之	静岡県都市住宅部	営繕総室長
委員	藤原 通孝	静岡県教育委員会	教育次長

本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査会の審査委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することなど、自社を有利に、又は他社を不利にするように働きかけることを禁じます。

(2) 審査に関する基本的な考え方

審査は資格審査（一次審査）と提案評価（二次審査）で行う予定です。

資格審査では、参加資格要件審査及び事業概要提案審査による本事業計画に係る基本的考え方についての審査を行い、事業概要提案審査の得点が、審査基準点（60点）を満たした者を合格とします。ただし、審査基準点を満たした者が多数ある場合は、さらにその中の上位者を合格者として絞込む予定です。

提案評価では、入札金額の評価及び提案内容の評価を行う予定です。審査会においては、入札金額のみならず、設計業務、建設業務、維持管理・運營業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を重視し、総合的に評価します。

(3) 審査基準等

事業概要提案審査及び提案評価に当たっての審査基準については、入札公告時に提示する「森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」といいます。）を参照してください。

なお、配点は、次のとおりです。

①事業概要提案審査

評価区分	配点
①PFI 導入により県が事業者期待する事項に対する考え方	70
②重点テーマに関する考え方	30
合計	100

②提案評価

評価区分	配点
①設計業務に関する事項	33

評価区分	配点
②建設業務、解体等業務及び改修業務に関する事項	10
③産業教育装置等の調達等に関する事項	2
④維持管理業務に関する事項	10
⑤運営業務及び事業計画全般に関する事項	15
⑥サービス購入料に関する事項	30
計	100

#### （４）落札者の決定

県は、落札者決定基準に基づき、審査会の評価を受けて落札者を決定します。その際、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により、価格その他の条件が最も有利な入札を行った者を落札者とします。

#### （５）入札結果の通知及び公表

県は、落札者決定後、その結果を入札参加者（応募グループの代表企業）に対して文書で通知するとともに、県ホームページで公表します。

### 4.2 契約手続等

#### （１）基本協定の締結

県は、落札者決定後速やかに、落札者を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結します。

なお、落札者が速やかに基本協定を締結しない場合において、その者が入札保証金の納付を免除された者である場合には、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければなりません。

#### （２）特別目的会社の設立等

落札者は、基本協定に定める日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める全部株式譲渡制限会社（その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている株式会社をいう。）であり、取締役会、監査役及び会計監査人を設置する株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立してください。

なお、応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）の合計は全体の50%を超えるものとし、また、応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとします。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

### （3）契約書の作成

県は、事業契約書（案）に基づき、落札者と交渉し、落札者の設立したS P Cと契約を締結します。なお、落札者の入札金額及び事業契約書（案）で提示した契約内容については、入札後、契約の締結に当たって、入札前に確定することができなかつた事項を除いて変更できないことに留意してください。

### （4）議会の議決を要する契約

本事業は、P F I 法第9条の規定により、静岡県議会の議決に付さなければならない事業であるため、静岡県議会の議決を経て事業契約（本契約）を締結します。事業契約の締結に関する議案については、平成19年12月静岡県議会定例会に提出する予定です。

仮契約及び事業契約の締結時期（予定）は、次のとおりです。

仮契約の締結	平成19年10月上旬
事業契約の締結（本契約）	平成19年12月下旬

## 4.3 その他

### （1）契約保証金

選定事業者は、本件施設整備等費相当額及び当該額に係る5%相当額の合計額の10%に相当する金額以上の契約保証金を本契約の締結と同時に県に納付することとします。

ただし、選定事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の80%が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは静岡県知事が確実と認める社債又は静岡県知事が確実と認める金融機関（「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証を差し入れることができます。

また、選定事業者が、契約保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除します。なお、維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。

## 5. 入札スケジュール

### 5.1 入札等の日程

入札等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

なお、本事業はW T O 政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用されます。

日程（予定）	内容
平成19年 1月30日	入札公告、入札説明書等（入札説明書・様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案））の公表
平成19年 1月30日から 2月13日まで	入札説明書等の配布
平成19年 1月30日から 2月13日まで	資料の閲覧
平成19年 1月30日から 2月13日まで	入札説明書等に関する質問の受付（第1回目）
平成19年 2月27日	入札説明書等に関する質問回答公表（第1回目）
平成19年 3月 2日から 3月13日まで	入札参加資格確認申請書等の受付
平成19年 4月20日	入札参加資格審査の結果通知
平成19年 4月20日から 4月27日まで	入札参加資格がないと認めた理由の説明（受付期間）
平成19年 4月20日から 4月27日まで	入札説明書等に関する質問の受付（第2回目）
平成19年 4月25日	資格審査（一次審査）合格者に対する説明会
平成19年 5月11日	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成19年 5月18日	入札説明書等に関する質問回答公表（第2回目）
平成19年 6月13日	入札書類の受付、入札及び開札
平成19年 8月10日	落札者の決定及び公表

## 5.2 入札手続等

### （1）入札説明書等の配布

入札説明書等を、次のとおり配布します。（無料）

配布を希望する場合は、入札説明書等配布申込書（様式1-1）に記入の上、当日持参してください。なお、入札説明書等は県ホームページで公表します。

#### a) 配布期間

平成19年1月30日（火）から平成19年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### b) 配布場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 西館7階

電話 054-221-3116

### （2）資料の閲覧

資料の閲覧を、次のとおり行います。閲覧を希望する場合は、事前に各学校に連絡してください。

#### a) 閲覧期間

平成19年1月30日（火）から平成19年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日

を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

b) 閲覧場所及び資料

森高等学校（周智郡森町森2000 電話0538-85-3151）

- ・地質調査報告書
- ・埋蔵文化財調査資料（参考）
- ・主要な解体対象施設図面
- ・改修施設の図面及び耐震診断報告書
- ・農業用水管埋設工事図面

周智高等学校（周智郡森町森92-1 電話0538-85-3104）

- ・主要な解体対象施設図面
- ・改修施設の図面及び耐震診断報告書

c) 資料の貸出し

閲覧の結果、必要な資料については貸出しを行いますので、閲覧当日その旨を各学校に申し出てください。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第1回目）

入札説明書等に関する質問を次の要領により受け付けます。

①入札説明書等に関する質問の受付

a) 受付期間

平成19年1月30日（火）から平成19年2月13日（火）正午まで

b) 提出方法

質問の内容を、第1回目質問書（様式1-2）に記入の上、次の方法により提出してください。

- ・ e-mail

なお、文書形式は、Microsoft Excel (Windows 版) で作成するようにお願いします。

c) 提出先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

e-mail kyoui\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

②入札説明書等に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成19年2月27日（火）までに、県ホームページで公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

(4) 入札参加資格の確認手続

①入札参加資格確認申請書等の提出

本事業への入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書（様式2

－ 1）及び事業概要提案書（様式 3）その他資格確認に必要な書類（以下「資格審査書類」といいます。）を提出してください。

a) 提出期間

平成 19 年 3 月 2 日（金）から 3 月 13 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（郵送による場合は上記期間内必着）

b) 提出場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 西館 7 階

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 1 6

c) 提出方法

資格審査書類を持参又は郵送してください。電送による提出は認めません。

②入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認通知は、確認申請を行った者（応募グループの代表企業）に対して、書面により平成 19 年 4 月 20 日（金）までに発送します。通知に使用する封筒は、切手 430 円分を貼付したうえ、資格審査書類とともに提出してください。

③入札参加資格なしとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、以後の入札手続に参加することができません。なお、資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができます。

a) 提出場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 西館 7 階

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 1 6

b) 提出期間

平成 19 年 4 月 20 日（金）から平成 19 年 4 月 27 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（郵送による場合は上記期間内必着）

c) 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参又は郵送してください。電送による提出は認めません。

d) 回答

県は、説明要求に対して、平成 19 年 5 月 11 日（金）までに書面により回答します。

④資格審査（一次審査）合格者に対する説明会

資格審査（一次審査）合格者を対象とし、審査結果等に関する説明会を平成 19 年 4 月 25 日（水）に開催します。説明は、応募グループ毎に行います。開催時間・場所等については、入札参加資格確認結果の通知時に連絡します。

(5) 入札の辞退

入札参加資格確認通知を送付された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式4-1）を次のとおり送付してください。

a) 送付期限

平成19年6月11日（月）（当日必着）

b) 送付先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

(6) 応募グループの構成員等の変更

応募グループが、入札参加資格確認申請書等の提出以降に構成員等を変更しようとする場合は、構成員等変更申請書（様式4-2）を変更後の応募者の参加資格を確認できる書類（応募グループの構成員・協力会社表（様式2-3）及び様式2-2に示す一般競争入札参加資格確認申請に係る添付書類）とともに次のとおり持参により提出してください。

a) 提出期間

一次審査通過者に対して入札までに通知します。

b) 提出場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 西館7階

電話 054-221-3116

c) 提出方法

必要書類を持参してください。郵送及び電送による提出は認めません。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第2回目）

入札説明書等に関する質問を次の要領により受け付けます。

①入札説明書等に関する質問の受付

a) 受付期間

平成19年4月20日（金）から平成19年4月27日（金）正午まで

b) 提出方法

質問の内容を、第2回目質問書（様式1-3）に記入の上、次の方法により提出してください。

・ e-mail

なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows版）で作成するようにお願いします。

c) 提出先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

e-mail kyoui\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp



②入札説明書等に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成 19 年 5 月 18 日（金）までに、県ホームページで公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

(8) 入札手続

入札参加資格確認通知の送付された入札参加者を対象として、次により入札を実施します。

①入札書類の提出

入札参加者は、次により入札書類を提出してください。入札書類全てが揃っていない場合は失格となります。

a) 提出日時

平成 19 年 6 月 13 日（水） 午後 1 時 30 分

ただし、郵送による場合は、平成 19 年 6 月 11 日（月）必着とします。

b) 提出場所

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁別館 2 階第 3 会議室 A

（郵送による場合は静岡県庁西館 7 階静岡県教育委員会財務課）

c) 提出方法

入札書類を持参又は郵送してください。電送による入札は認めません。

郵送による場合は、入札書は封筒に入れ密封し、その他の提出書類を同封の上、表に「森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業に係る入札書在中」と朱書き書留で郵送してください。

②開札

次により入札書を開封します。県が設定する予定価格を超えている場合は失格となります。なお、入札金額が予定価格を超えない入札がないときは、再度入札を行います。入札執行回数は原則として 2 回を限度とします。2 回目の入札の執行は、県知事が指定する日時に行うものとします。

a) 開札日時

平成 19 年 6 月 13 日（水） 入札書類の提出確認後、直ちに行います。

b) 開札場所

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁別館 2 階第 3 会議室 A

c) その他

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

③提案内容に関するヒアリング

提案審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対してヒアリングを実施することがあります。

④落札者の決定、入札結果の通知及び公表

「4. 1（4）、（5）」に記載のとおりです。

## 6. 提出書類

入札に参加する場合には、次の書類を提出してください。このうち、※印の付いた書類は必要に応じて、その他の書類等は必ず提出してください。

### 6. 1 資格確認申請時の提出書類

（正1部、副1部、ただし、様式3 事業概要提案書は15部とする。）

#### （1）入札参加資格確認申請書

- （様式2-1） 一般競争入札参加資格確認申請書
- （様式2-2） 一般競争入札参加資格確認申請に係る添付書類一覧表
- （様式2-3） 応募グループの構成員・協力会社表
- （様式2-4） 設計業務実績表
- （様式2-5） 工事監理業務実績表
- （様式2-6） 主任（監理）技術者の資格・工事経験
- （様式2-7） 委任状（応募グループの構成員・協力会社→代表企業）
- （様式2-8） ※委任状（代表企業用）
- （様式2-9） ※委任状（支店等応募企業用）

#### （2）事業概要提案書

- （様式3-1） 事業概要提案書（両校の特色を生かしつつ生徒の多様なニーズに対応できる施設環境を整備するための基本的な考え方）
- （様式3-2） 事業概要提案書（健康的かつ安全で、豊かな施設環境の確保についての基本的な考え方）
- （様式3-3） 事業概要提案書（地域に開かれた施設の整備についての基本的な考え方）
- （様式3-4） 事業概要提案書（ライフサイクルコストの削減に関する基本的な考え方）
- （様式3-5） 事業概要提案書（新たに整備する施設による周辺住民への影響を軽減するための配慮等に関する基本的な考え方）
- （様式3-6） 事業概要提案書（既存の学校敷地において新しい施設を建設することを踏まえた授業及び生徒への配慮に関する基本的な考え方）

### 6. 2 入札辞退・構成員等変更時の提出書類

#### （1部）

- （様式4-1）※ 入札辞退届

（様式４－２）※ 構成員等変更申請書

### 6.3 入札書類

（１）入札書等（１部）

（様式５－１） 入札書類提出届

（様式５－２） 入札書

（様式５－３） 入札書類一覧表

（２）提案評価用提案書（１５部）

#### ① 設計業務に関する提案書

（様式６－１） 設計業務に関する提案書表紙

（様式６－２） 設計の概要

（様式６－３） 施設面積表

（様式６－４） 外部仕上表

（様式６－５） 内部仕上表

（様式６－６） 設備計画書

（様式６－７） 敷地の利用計画及び動線計画に関する提案書

（様式６－８） 諸室の配置計画及び動線計画に関する提案書

（様式６－９） 快適かつ健康的な室内環境の確保に関する提案書

（様式６－１０） 多機能な学習環境と施設のフレキシビリティ確保に関する提案書

（様式６－１１） 施設周辺の環境への配慮に関する提案書

（様式６－１２） 地域に開かれた施設の整備に関する提案書

（様式６－１３） 地球環境の保全及びライフサイクルコストの低減に関する提案書

（様式６－１４） ユニバーサルデザインに関する提案書

（様式６－１５） 耐震、防災、防犯に関する提案書

（様式６－１６） 木材の活用に関する提案書

#### ② 建設業務、解体等業務及び改修業務に関する提案書

（様式７－１） 建設業務、解体等業務及び改修業務に関する提案書表紙

（様式７－２） 建設業務及び解体等業務における生徒への安全対策及び周辺環境への悪影響低減に関する提案書

（様式７－３） 建設業務及び解体等業務における建設廃材の抑制等に関する提案書

（様式７－４） 既存活用する施設の改修業務計画書

（様式７－５） 工程計画書

#### ③ 産業教育装置等の調達等に関する提案書

（様式８－１） 産業教育装置等の調達等に関する提案書表紙

(様式 8-2) 産業教育装置等の調達等計画書

④ 維持管理業務に関する提案書

- (様式 9-1) 維持管理業務に関する提案書表紙
- (様式 9-2) 建築物及び設備等維持管理業務計画書
- (様式 9-3) 屋外体育施設・外構等維持管理業務計画書
- (様式 9-4) 環境衛生管理・清掃業務計画書
- (様式 9-5) 保安警備業務計画書
- (様式 9-6) 大規模修繕業務計画書

⑤ 運營業務及び事業計画全般に関する提案書

- (様式 10-1) 運營業務及び事業計画全般に関する提案書表紙
- (様式 10-2) 事業実施体制に関する提案書
- (様式 10-3) リスク管理及び事業の安定性に関する提案書
- (様式 10-4) 売店運營業務計画書
- (様式 10-5) 資金調達計画書（1）
- (様式 10-6) 資金調達計画書（2）
- (様式 10-7) 事業収支計画書
- (様式 10-8) キャッシュフロー計画書
- (様式 10-9) 地域社会貢献への配慮に関する提案書
- (様式 10-10) 地域経済振興への寄与に関する提案書

⑥ 入札価格に関する提案書

- (様式 11-1) 入札価格に関する提案書表紙
- (様式 11-2) 入札金額内訳書
- (様式 11-3) 本件施設整備等費見積書
- (様式 11-4) 既存施設解体等費見積書
- (様式 11-5) 維持管理費見積書（1）
- (様式 11-6) 維持管理費見積書（2）
- (様式 11-7) 大規模修繕費見積書
- (様式 11-8) 運營業務計画表
- (様式 11-9) 運営収入、運営費見積書
- (様式 11-10) 財政支出見込表
- (様式 11-11) サービス購入料 1-2 及びサービス購入料 2 計算書

(3) 図面（14部）

- ① 配置図
- ② 各階平面図
- ③ 断面図
- ④ 外観透視図
- ⑤ 日影図
- ⑥ 求積図

## 7. 提出書類作成要領

### 7.1 一般的事項

(1) 使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。また、原則として横書きで記述してください。

(2) 会社名等が分かる表記の禁止（一部）

入札書類のうち様式3、様式6から様式9まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、入札参加者名（構成員名、協力会社名等を含みます。）がわかる記述を避けてください。

(3) 一部提案書のCD-Rによる追加提出について

提案書については、文書による提出に加えて、Microsoft Word(Windows版)又はMicrosoft Excel(Windows版)により作成し記録保存したCD-Rを併せて提出してください。ただし、図面については除きます。

(4) 提出書類の印刷・製本について

- ・図面を除き、原則としてモノクロ（白黒）印刷を用いてください。ただし、表やグラフ等でカラーによる塗り分けが必要など、モノクロ印刷では支障がある場合はカラー印刷も可とします。
- ・製本する場合は、下記の各書類の作成要領を参照し、ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、糊付や製本テープは使用しないでください。
- ・用紙は(再生)上質紙55Kgのものを使用してください。

(5) 提案の重複記載について

- ・事業概要提案書（様式3）及び提案評価用提案書（様式6～様式10）の作成にあたっては、異なる様式に同じ内容を重複して記載しないようにしてください。

## 7.2 資格審査書類

### (1) 資格審査書類（事業概要提案書を除く）

- ・A4版縦長とし、製本する場合は、ホッチキス留め(左側2箇所)にしてください。

### (2) 事業概要提案書

- ・A4版縦長とし、ホッチキス留め(左側2箇所)にしてください。

## 7.3 入札書

- ・入札参加者は、入札書を作成し記名押印の上、封筒に入れ、密封（封印の上、表面に「入札番号第5号 森地区新構想高等学校（仮称）P F I 事業入札書在中」と明記し、裏面に応募グループの代表企業の住所氏名を記載）して提出してください。

## 7.4 提案評価用提案書

- ・A4版縦長（一部A3版横長）としてください。なお、A3版横長の提案書については、A4サイズに三つ折にして綴ってください。
- ・本書「6.3(2) 提案評価用提案書」に示す「①、②、③、④、⑤、⑥」の区分ごとに、各提案書所定の表紙を付け、左側2箇所にパンチ穴を開けて、綴り紐綴じにしてください。なお、ホッチキス、糊付、製本テープは使用せず、フラットファイル等への綴り込みも不要です。
- ・合紙やインデックス等は使用せず、所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないでください。また、所定の表紙には図やイラスト等を挿入しないでください。
- ・「①、②、③、④、⑤、⑥」の提案書ごとに、各ページの下中央に通しでページ番号をふってください。（表紙及び目次についてはページ番号は不要です。）

## 7.5 図面

- ・綴じずに束ねて提出してください。

### (1) 配置図

- ・縮尺1/1000、A3版2枚
- ・校舎、体育館、グラウンド等の敷地（森高等学校敷地）について、前面道路を含めてA3版1枚で作成してください。
- ・農業実習地（周智高等学校敷地）について、校舎等の敷地に設置する通用門等との位置関係がわかるようにして、前面道路を含めてA3版1枚で作成してください。

### (2) 各階平面図

- ・縮尺1/500、A3版、枚数自由
- ・各階ごとに作成してください。棟が分かれる場合であっても、各棟間の関係がわかりや

すいように記載してください。

- ・改修施設のうち園芸実習室についても作成してください。

(3) 断面図

- ・縮尺 1/500、A3 版、枚数自由
- ・階高、天井高が理解できるものとします。普通教室など学校の主要な部分を含むものを最低 1 面作成してください。
- ・改修施設のうち園芸実習室についても作成してください。

(4) 外観透視図

- ・A3 版 2 枚、着色
- ・周辺敷地も含めて校地全体が鳥瞰できる図及び建物の外観が分かる図を作成してください。

(5) 日影図

- ・縮尺自由、A3 版、枚数自由（縮尺を記載すること）
- ・日影図に明示すべき事項は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 によるものとします。

(6) 求積図

- ・縮尺自由、A3 版、枚数自由
- ・面積の算出根拠が明らかになるように作成してください。
- ・改修施設のうち園芸実習室についても作成してください。

## 8. その他の事項

(1) 日本政策投資銀行の低利融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行ってください。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせてください。

(2) 入札等の実施に関する問い合わせ先

入札等の実施に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号

電話 054-221-3116

ファックス 054-221-3571

e-mail [kyoui\\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp)

また、入札説明書に定めることのほか、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、県のホームページに掲載します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>